News & Topics

中本総合法律事務所
NAKAMOTO & PARTNERS

2026年8月|中本総合法律事務所 vol.30

1. ご挨拶 弁護士 中本 和洋

2. 成年後見制度が大きく変わります ―「補助」への一元化と終身制の見直し― 弁護士 大髙 友一

3. 中途採用のチェックポイント ～採用者や前職とのトラブルを避けるために～ 弁護士 幸尾菜摘子

4. mintsの導入をはじめとする裁判のオンライン・デジタル化について 弁護士 堂山 健

5. 名義株をめぐる会社支配権争いと旧代表取締役の責任 -東京地判令和7年4月24日金判1731号32頁を題材に- 弁護士 中原 大和

6. 早期事業再生法の解説 弁護士 上田 倫史

7. 調停委員のつぶやき 弁護士 倉橋 忍

8. 大阪弁護士会副会長就任のご挨拶 弁護士 豊島ひろ江

9. 入所のご挨拶 弁護士 中村 美咲 弁護士 山本 裕貴

ご挨拶

所長 弁護士
中本 和洋

残暑お見舞い申し上げます

今年に入って、日本各地で記録的豪雨や大規模火災等の自然災害が多発しています。さらに、7月28日には、熊本を中心に九州地方に大きな地震が発生しました。また、世界はウクライナ戦争やイラン戦争等に見られるように、依然として分断と戦争の時代が続いています。これら戦争の影響もあって、石油製品の値上げ等、消費者にとって物価高という厳しい状況が続いています。このような不安定で落ち着かない日々が続いていますが、皆様にはお元気でお過ごしのことと思います。

私達は、世界的な気候変動に対して直ちに効果的な対策は打てないにしても、戦争だけは人間の力で止めることができます。人智を超えるという最近のAIの力を借りることなく、平和な社会を築くことができるはずです。平和憲法を持つ日本は、平和な世界を取り戻す役割を担っており、今こそ市民一人ひとりが平和の大切さを訴え、政治を動かす行動が求められているものと思います。

私も、平和と人権を守るため、引き続き具体的な課題の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えています。まだまだ暑い日が続きますが、皆様にはお元気でお過ごしください。

法律相談のご案内

当事務所では、来所いただいてのご相談の他、電話やメール、Web会議ツール（Teams，Zoom等 ）を利用した法律相談も実施しております。
ご要望に応じて相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。

成年後見制度が大きく変わります　―「補助」への一元化と終身制の見直し―

弁護士　大 髙 友 一

認知症や知的障害などにより判断能力が十分ではない方を支える成年後見制度について、これを抜本的に見直す民法等の一部改正法案が、令和8年6月17日、国会で成立しました。制度の創設（平成12年）以来およそ四半世紀ぶりの大改正であり、これまでの実務が大きく変わることが見込まれています。本稿では、改正の全体像とポイントを概観します。

1 制度見直しの背景

現在の成年後見制度は、平成12年に介護保険制度と同時にスタートし、判断能力が不十分な方の財産管理や契約締結を支える仕組みとして定着してきました。もっとも現行制度は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の三類型を画一的に法定し、いずれを利用するかを選択する仕組みであったため、運用上いくつかの課題が指摘されてきました。例えば、利用の動機となった課題（たとえば遺産分割）が解決しても判断能力が回復しない限り利用をやめられないこと、成年後見人に包括的な代理権・取消権があるため本人の自己決定が必要以上に制限される場合があること、本人の状況の変化に応じた後見人の交代が実現しにくいこと、などです。

高齢化の進展や単身高齢世帯の増加により制度へのニーズの増加・多様化が見込まれるなか、障害者権利条約に関する国連障害者権利委員会からの指摘も背景となり、政府は令和6年2月に法制審議会へ諮問し、法制審議会での約1年半の審議を経て、今回の法改正に至っています。

2「補助」への一元化

今回の改正の最大の柱は、法定後見の枠組みの再編です。現行の三類型のうち「後見」と「保佐」を廃止し、適用範囲を拡大した「補助」の制度に一元化され、家庭裁判所が、本人に必要な範囲で、特定の行為についての同意権・取消権や、特定の法律行為についての代理権を補助人に個別に付与する形に改められます。

補助人の同意を要する行為として想定されているのは、預貯金の払戻し、借財・保証、不動産その他重要な財産に関する権利の得喪、相続の承認・放棄や遺産分割、訴訟行為など、従来の「保佐」における保佐人の同意を要する行為に相当するものです。日用品の購入その他日常生活に関する行為は対象外とされ、本人の生活上の自律は確保されます。

一方、判断能力を欠く常況にある方については、新たに「特定補助人」を付する制度が設けられます。これは現行制度の「後見」に相当するものにあたり、「特定補助人」は、重要な財産上の行為についての取消権のほか、意思表示の受領や財産の保存行為を行う権限を有します。もっとも、従来の成年後見人のような包括的な権限を持つものとはされず、あくまで本人の状態と必要性に応じて支援内容を設計する制度へと転換することになります。

なお、改正法施行の時点ですでに「後見」・「保佐」を利用している方については、原則として改正法施行後も「後見」等が継続することになりますが、新制度による「補助」利用を改めて申し立てることも可能とされています。

3「終身制」の見直し

改正法によるもう一つの大きな変更が、いわゆる終身制の見直しです。現行制度では、いったん成年後見制度の利用を開始すると、判断能力が回復しない限り原則としてその利用をやめられませんでした。改正後は、家庭裁判所が、その必要がなくなったと認めるときは、請求により「補助」に係る審判を取り消すことができるものとされます。さらに、補助人は毎年一回、本人の状況等を家庭裁判所に報告し、報告を受けた家庭裁判所は、要件がなくなったと認めれば職権で「補助」に係る審判を取り消すことができます。これにより、遺産分割や特定の不動産取引など、限られた目的のために「補助」制度を利用し、目的を達したら終了させるといった、柔軟な活用が可能になることが見込まれています。

4 本人意思の尊重と補助人の交代

新制度においては本人の意思の尊重もより明確化されました。補助人は、事務を行うに当たって適切な方法により本人の意向を把握し、これを尊重しなければならないものとされます。また、家庭裁判所は、不正行為などの従来の解任事由がない場合であっても、本人の利益のため特に必要があるときは補助人を解任できるようになり、本人のニーズに合った担い手への交代が図りやすくなります。補助人への報酬についても、家庭裁判所が定める際に事務の内容等を考慮することが明確化されました。

5 任意後見制度の見直し

任意後見についても見直しが行われます。基本的な枠

組みは大きくは変わりませんが、明らかに監督の必要がないと認めるときは任意後見監督人を選任しないことも可能となり、予備的な受任者をあらかじめ定めておく仕組みも設けられます。さらに、本人が補助開始の審判等を受けると任意後見契約が終了するという規律が削除され、任意後見人と補助人の併存が認められます。あわせて、本人が受任者以外に公正証書であらかじめ指定した者を、法定後見・任意後見の開始の請求権者に加えることができるようになりました。判断能力が十分なうちに「いざというときに誰に支援を頼むか」を自ら選んでおける点で、本人の自己決定をより尊重する仕組みといえます。

6 遺言制度の改正

今回の改正には、遺言に関する規定の見直しも含まれています。とりわけ注目されるのは、遺言の全文を記載・記録した証書を遺言書保管官の前で口述するなどして法務局に保管する「保管証書遺言」の創設で、パソコン等で作成した遺言にも道を開くものです。また、自筆証書遺言・秘密証書遺言等における押印要件の廃止、死亡の危急に迫った者の遺言や船舶遭難者の遺言についての録音・録画による新たな方式の追加、証人・立会人の欠格事由の見直しなども行われます。相続実務に直結する改正として留意が必要です。

7 施行時期

施行時期は、原則として公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内で政令で定める日とされ、2028年度中の施行が見込まれます。ただし、遺言の押印要件の廃止等は公布から1年以内、保管証書遺言の関係は3年以内と、項目ごとに段階的に施行されます。政府は施行後3年を目途に施行状況を検討するものとされており、今後の運用指針の動向にも注視が必要です。

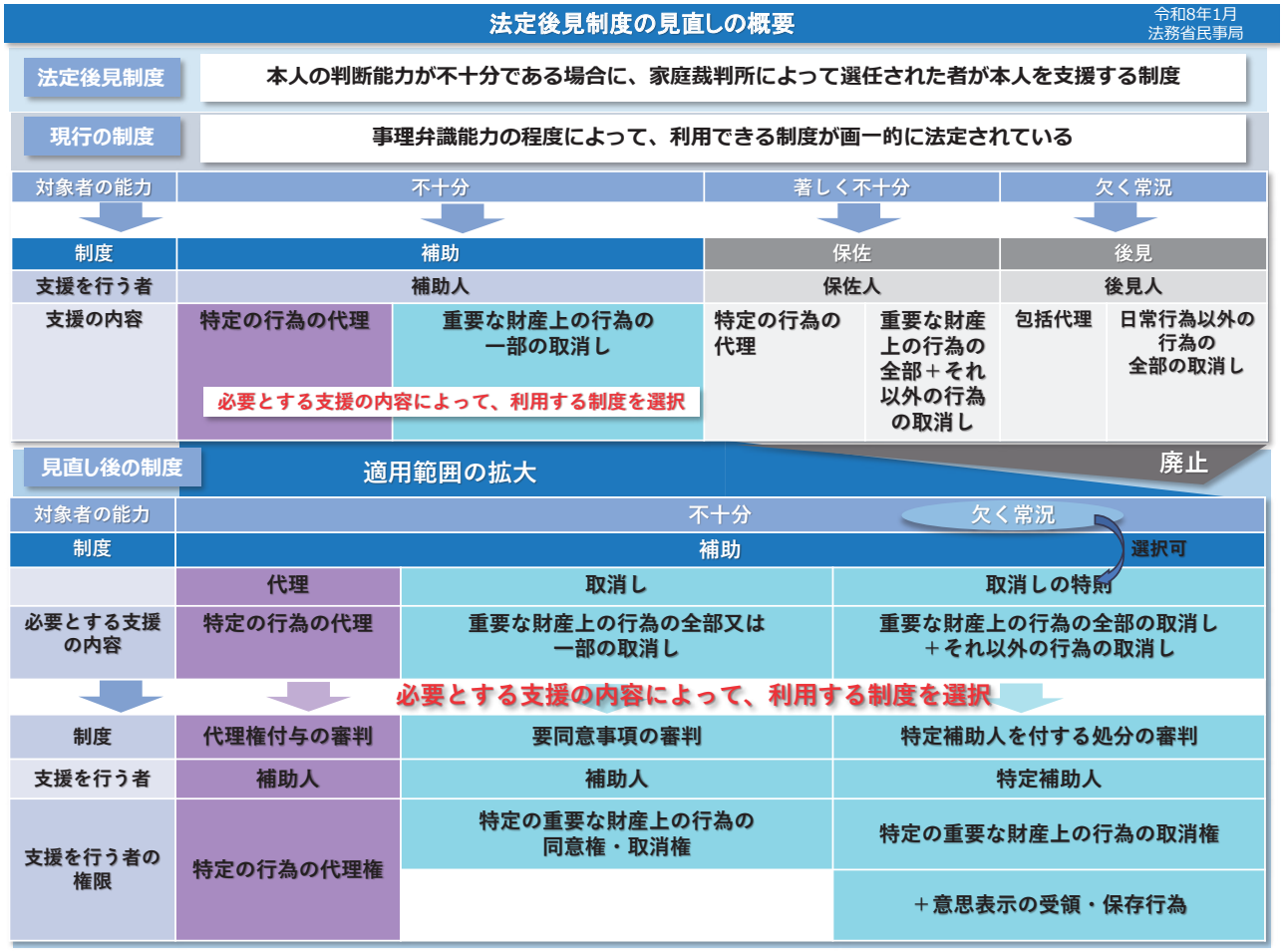

（出典：法務省ホームページ　https://www.moj.go.jp/content/001455456.pdf）

中途採用のチェックポイント～採用者や前職とのトラブルを避けるために～

弁護士　幸尾菜摘子

近年、多くの企業にとって中途採用は欠かせない戦略となっています。しかし、“即戦力を期待して採用したものの期待していた能力がなかった”　“前職から顧客リストを持ち出しているという警告書が届いた”というお困りごとも耳にします。本稿では、採用段階で注意すべきチェックポイントをご紹介します。

1 募集要項を明確に記載して「能力不足」を回避

採用後のミスマッチを防ぐため、募集要項を明確に記載しましょう。職種や業務内容、求めるスキルや経験等を具体的に記載します。募集要項を明確に記載すれば、採用後に能力不足が判明した場合の対処もしやすくなります。例えば、試用期間満了に伴う本採用拒否の根拠となります。即戦力を期待した中途採用者についての本採用拒否は認められやすいケースもあるものの、募集要項の記載が曖昧であれば能力不足を指摘することが難しく本採用拒否の根拠が乏しくなってしまいます。

2 応募者に関する調査の許容範囲

経歴詐称や不適切な人物の採用を防ぐため、前職やインターネット等の公開情報から応募者について調査がなされることが増えています。前職から在籍情報等を入手する場合は個人情報保護法やプライバシーの観点から、事前に応募者本人に対し調査目的等を説明し同意を得る必要があります。また、ネットで一般公開されている個人情報であっても個人情報保護法の対象になり、特に情報を転記して検索可能な状態にすると「個人データ」に該当するため、安全管理措置など取扱いに注意する必要があります。

3 競業避止義務や営業秘密の持ち出しへの予防線

他社の優秀な人材、特にライバル企業の営業担当者などを採用する際には、その者が前職に対して負っている「競業避止義務」への配慮も欠かせません。採用面接時に、前職での役職や代替措置の有無を具体的に確認し、「競業避止義務を負っていないこと」をアンケートや誓約書で書面化することをお勧めします。なお、前職に対する誓約書等に「退職後○年間は競業他社への就職を禁止する」という条項があっても、そのまま拘束されるとは限らず、①守るべき利益（営業秘密等）の有無、②前職での地位、③地域的制限、④期間、⑤禁止範囲、⑥代替措置（手当等）の有無を総合的に考慮して競業避止義務として有効な範囲内で制限が課されますので、あまりに長い期間であれば、公序良俗に反して無効と判断されたり、有効な期間が短縮されて解釈されたりする余地もあります。万一競業避止義務に違反すると、中途採用者が前職から損害賠償請求や差止請求を受け、当初予定していた職務に従事させることができなくなります。採用した会社も「共同不法行為」として責任を問われる可能性があります。

また、前職で入手した営業秘密の持ち出しにも注意が必要です。前職での顧客リストや技術情報は魅力的に映るかもしれませんが、営業秘密に該当するものを利用してしまうと、不正競争防止法違反等の責任を問われ、採用した企業自身が損害賠償請求や差止請求の対象となる可能性があります。裁判例では、①営業秘密に該当するか（秘密管理性・有用性・非公知性）、②前職から不正に持ち出され自社で流用されたか（自社に故意・重過失があるか）、③生じた損害の算定などが争点となります。紛争を予防するため、面接で前職の顧客名簿や営業資料の提出を求めてはいけないのは当然のことですが、さらに前職の秘密情報は持ち込まず、自社では使用しないことを採用時に明確に伝えた上、入社時の誓約書に「営業秘密を持ち込まない」「第三者の秘密情報を使用しない」旨を規定しましょう。

中途採用におけるトラブルは、採用段階での対応によって未然に防ぐことが可能です。採用者に求める要件を明確にし、適切な法的プロセスを踏むことが、企業と採用者の双方を守ることにつながります。採用実務や個別の事案でお悩みの際は、お気軽にご相談ください。

中途採用のリスク回避フロー　～採用プロセスの4ステップと、各段階で押さえるチェックポイント～

1 募集

募集条項の明確化
職種・業務内容・求めるスキルや経験を具体的に明記
➡ミスマッチの防止や採用後に能力不足を指摘する根拠に

2 調査

応募者調査の適正化
前職への照会やネット調査、その後のデータ管理において、個人情報保護法やプライバシーに配慮

3 面接

競業避止・営業秘密の確認
前職での地位・代替措置等を確認
募集条項を充足しているか確認

4 入社

誓約書で書面化
競業避止義務を負わないこと、営業秘密を持ち込まないこと等を明記
目標やタスク等の明確化
可能であれば客観的に数値化し、能力不足を指摘する根拠に

mintsの導入をはじめとする裁判のオンライン・デジタル化について

弁護士　堂山　健

2026年5月21日に改正民事訴訟法が施行され、民事裁判手続きの本格的なデジタル化が開始されました。これにより、訴状等の裁判所への提出については、オンライン提出が原則となりました（弁護士についてはオンライン提出のみ可能）。

1 オンライン裁判手続き導入はなぜ行われたのか

従来の民事訴訟では、訴状などの書面は紙で作成され、裁判所に直接または郵送で提出されていました。また、裁判所の事件管理も提出書面を綴り込む形で記録を作成しており、Web会議についても、裁判手続きの一部に限定されていました。こうした背景のもと、政府のデジタル化推進政策、裁判についてもIT化が進められました。

2 mints利用（電子申立て）の原則化

このデジタル化の中核を成すのが、電子申立ての原則化（弁護士に対しては電子申立ての強制）となります。これまでは、簡易裁判所における口頭の訴訟提起などの特殊な例外を除いて、紙の訴状を提出し、収入印紙を貼り付ける形で手数料を納付する方法による他なかったのですが、一転、電子申立て及び電子納付が原則となりました。一般の方は、紙の訴状を提出する方法によることが引き続きできますが、弁護士については電子申立てが強制となりました。具体的にはmintsという裁判所の専用システムの利用が強制されています。さらに、このmintsは暫定的なものであり、新たな専用システムの導入が予定されています。弊所でも、既に各弁護士についてmintsへの登録を終え、電子申立てを開始しています。

3 その他の電子化（インターネットによる送達・ウェブ尋問・電磁的記録の閲覧）

これまでは訴状や判決は、「特別送達」という、到達を確実に確認できる特殊な郵便により、配達されるのが原則でしたが、あらかじめインターネットによる送達を届け出ることにより、インターネットによる送達を受けることが可能になりました（なお、これには届出が必要ですので、一般の方が、いきなりインターネットにより送達を受けることは、改正民事訴訟法施行後においても考えられず、仮にそのような「通知」らしきものがあった場合は、裁判所を騙る特殊詐欺などを疑い、警察などに相談されることをおすすめいたします。）。

また、尋問についてもウェブにより実施が可能になったことから、遠方の裁判所の事件における証人・代理人の出廷の負担などが軽減されることが見込まれます。

さらに、新制度では、訴状から判決まで一貫して電子的に提出・作成されるため、従来は、記録を保管する裁判所から紙の記録自体の貸出しを受けて行っていた閲覧についても電子化されることになります。

4 残された課題

もっとも、全ての民事手続きが電子化したわけではありません。民事調停、民事保全や家事審判などの狭義の民事訴訟以外の手続きは、将来的な電子化は予定されておりますが、現状では、電子化されていません。また、電子申立てについても、mintsの使い勝手は、残念ながら弁護士の間でも評判が良いとは言えません。今後の進展・改善が期待されるところです。

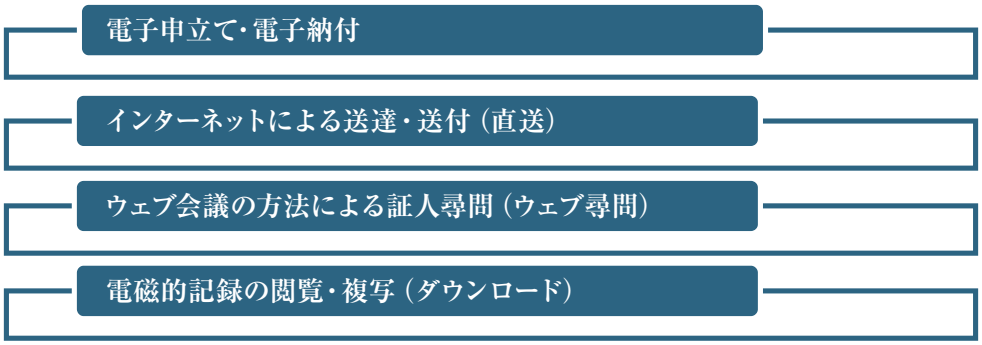

改正民事訴訟法・改正民事訴訟規則の概要

（出典：裁判所ホームページ　https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/minjidejitaruka/gaiyou.pdf）

名義株をめぐる会社支配権争いと旧代表取締役の責任
──東京地判令和7年4月24日金判1731号32頁を題材に──

弁護士　中 原 大 和

1 はじめに

中小企業やオーナー企業では、様々な理由から、実際に資金を出した人物とは異なる人物の名義で株式を保有しているケースがあります（いわゆる「名義株」の問題）。

今回取り上げる東京地判令和7年4月24日金判1731号32頁は、まさにこのような名義株をめぐる会社内部紛争が問題となった事案です。

本件では、名義上の株式引受人と実質的な資金出捐者が異なる場合に、誰を株主と認定すべきかが争われました。また、それを前提として、旧代表取締役を解任した株主総会決議の効力、解任後に会社財産を処分した旧代表取締役の不法行為責任、さらに解任前に締結された契約が代表権濫用行為として無効となるかも問題となりました。

以下では、本件裁判例を紹介し、名義株をめぐる実務上の注意点について整理します。

2 裁判例の紹介

⑴ 事案の概要

本件の原告会社Xは、インターネット上で複数の掲示板を運営し、そこから得られる広告料を主な収益源とする会社でした。

同社の実質的な経営者であった人物Aは、一定の事情から、自らの名義ではなく、第三者の名義を用いて株式を引き受けさせていました（設立時には別の発起人名義を用い、その後の増資時には、後に代表取締役となる被告Y1名義を用いていました）。

ところが、その後、原告会社Xが国税局による査察調査を受けるという事態が生じました。これを契機として、当時代表取締役であった被告Y1は、Aを経営から排除し、自らが関与する新会社Y2に原告会社Xの業務を移管しようとしました。具体的には、被告Y1は、原告会社Xの従業員を一斉に解雇し、Y2側で業務委託として稼働させたほか、原告会社Xの預金口座から出金を行い、原告会社X名義のクレジットカードを利用し、取引先に対して広告料の振込先をY2に変更するよう連絡するなどの行為に及びました。

これに対し、Aは、自らが原告会社Xの唯一の株主であることを前提として、被告Y1を取締役から解任し、自らを取締役に選任する旨の書面決議を行いました。

その後、原告会社Xは、被告Y1に対し、代表権を失った後に会社財産を減少させた行為等について、不法行為に基づく損害賠償を請求しました。また、被告Y1が関与するY2に対しては、原告とY2との間で締結された業務委託契約等（ただしY1の解任決議前）に基づいて支払われた金員について、不当利得返還請求を行いました。

⑵ 名義株をめぐる問題

本件では、Aが真の株主であったといえるかという点が争点の一つとなりました。

被告Y側は、定款、株主総会議事録、同族会社の判定明細書などの書面上、Y1が株主として記載されていたこ

＜関係図＞

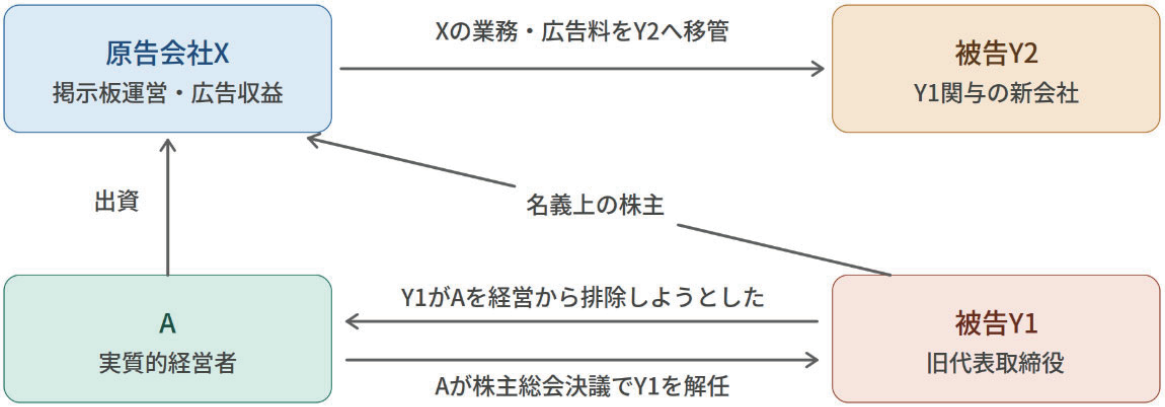

とを根拠に、自らが正当な株主であると主張しました。

しかし、裁判所は、他人の承諾を得てその名義を用いて株式を引き受けた場合には、名義人ではなく実質上の引受人が株主となるとした最二判昭和42年11月17日民集21巻9号2448頁の考え方を前提に、①株式取得に係る実質的な出捐、②当事者間の合意、③経営支配の実態等を考慮し、Aを原告会社Xの唯一の株主であると認定した上で、Aが行った被告Y1の取締役解任決議についても有効であると判断しました。

⑶ 代表権喪失後の財産処分行為

次に問題となったのが、被告Y1が解任決議後に原告会社Xの財産を処分した行為です。

代表取締役であった者であっても、株主総会決議によって取締役を解任されれば、当然ながら会社を代表する権限を失います。したがって、その後に会社財産を処分することは、もはや代表取締役としての権限に基づく行為とはいえません。

本件でも、裁判所は、被告Y1が解任決議の存在を認識した後に、原告会社Xの預金口座から出金を行った行為、原告会社X名義のクレジットカードを利用した行為、取引先から原告会社Xが受領すべき広告料について不適切な処理を行った行為などについて、会社財産を違法に減少させるものとして、不法行為責任を認めました。

⑷ 代表権喪失前の契約締結行為

本件では、被告Y1が解任される前に、代表取締役として新会社Y2との間で業務委託契約や金銭消費貸借契約を締結していたことも問題となりました。

原告会社Xは、これらの契約は、被告Y1が原告会社Xを害する目的で締結したものであり、代表権の濫用に当たるから無効であると主張しました。その上で、新会社Y2が受領した金員には法律上の原因がないとして、不当利得返還を求めました。

しかし、解任前の代表取締役が代表権の範囲内で契約を締結した場合、その契約が当然に無効になるわけではありません。代表権濫用の場面では、相手方が代表者の濫用目的を知っていたか、又は知らなかったことについて過失があったといえるかが問題となります。

本件では、新会社Y2の当時の代表者が、被告Y1による代表権濫用の事実を知っていた、又は知らなかったことについて過失があったと認めるに足りる証拠はないとされました。

そのため、裁判所は、新会社Y2との関係では契約を無効とはせず、契約に基づいて支払われた金員には法律上の原因があるとして、不当利得返還請求を認めませんでした。

3 実務上の注意点

このように、名義株は、会社支配権紛争の火種になりやすいと思われます。

誰が真の株主と言えるかについては、株主名簿や税務関係書類だけでなく、出資資金の出所、名義貸与に関する合意書や確約書、議決権行使の実態、配当の受領状況、会社経営への関与状況などが総合的に判断されます。

そのため、仮に名義と実質が一致しない状態がある場合には、少なくとも権利帰属を明確にする客観的資料を整備しておく必要があります。もっとも、そもそも名義株の状態自体が紛争リスクを高めるため、可能な限り早期に実質と名義を一致させておくことが望ましいといえます。

4 おわりに

名義株については、会社の経営が順調なときには問題にならなくても、経営権争いや相続などを契機として、一気に重大な紛争に発展することが想定されます。特に中小企業では、株式の帰属が会社支配権そのものを意味しますし、誰が株主かが曖昧なままでは、取締役の選任・解任、事業承継、M&A等の場面においても大きな障害となり得ます。

名義株の問題は、紛争が起きてから対応するのでは遅いことが多いように思います。会社の設立時や増資時に便宜的な名義を用いることがあったとしても、その状態を長期間放置することは、会社にとって大きなリスクとなり得ます。

そのため、企業におかれましては、株主名簿、出資関係、過去の増資資料、名義貸与に関する合意の有無、実際の資金の流れなどを定期的に確認し、名義と実質にずれがある場合には、早期に整理しておくことが重要だと思われます。

早期事業再生法の解説

弁護士　上田倫史

1 はじめに

ここ数年、企業の倒産件数は増加傾向にあると言われています。近時の物価高や原材料高、それに伴う人手不足などといった事情を抱えながら、厳しい経営を強いられている事業者も少なくないように思われます。

2025年6月、「早期事業再生法（正式名称：円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律）」という法律が成立し、本年（2026年）の12月11日に施行される予定となっています。この法律は、新たな事業再生の手法を認めるものですが、後述するように、現行の事業再生手法の「いいとこ取り」とも言うべき制度となっており、今後積極的に活用されていくことが期待されます。

2 現行の事業再生手法（法的整理と任意整理）について

新法の紹介に先立ち、現行の事業再生手法である「法的整理」と「私的整理」の違いについて、簡単に紹介させていただきます。

法的整理とは、民事再生や会社更生といった、裁判所における債務整理手続のことを言います。法的整理のメリットとしては、裁判所の関与の下で手続きが行われるため、公平性・透明性が担保されていることの他、一定の要件を満たせば（民事再生であれば、債権者の頭数及び総債権額の過半数の賛成）、全債権者の同意がなくとも、債権カットや事業の売却などを伴う再生計画が実施可能となる点が挙げられます。他方で、法的整理は公開の手続きである上、原則として全ての債権者を平等に取り扱う必要があるため、大幅な信用悪化は避けられないというのが大きなデメリットとなります。実際にも、裁判所への民事再生や会社更生の申立件数は近時相当少なくなっており、経営難の事業者にとって、法的整理は活用が難しい制度となっていたのが実情です。

これに対し、私的整理とは、裁判所を用いずに、債権者との合意に基づいて事業の再建を図る方法のことを言います。法的整理とは異なり、非公開に、特定の債権者（主として金融機関）との間で協議する手続きですので、取引先や一般消費者に知られることなく、信用悪化を起こすことなく事業の再生を図ることができる点が、大きなメリットとして挙げられます。他方で、私的整理の場合は、協議対象となる債権者全員との間で合意に至らなければ、再生計画を実施することができない点がネックとなるため、特に、債権カットや事業の売却などを伴う再生計画を行うようなケースでは、金融機関等との間で長期にわたって交渉等を重ねる必要が生じることも珍しくなく、事案によっては、特定の債権者の意向から、私的整理そのものを断念するようなこともあり得ました。

3 早期事業再生法の特徴

以下では、上記2で述べたところも踏まえつつ、早期事業再生法に基づく事業再生の特徴を紹介いたします。

⑴ 対象債権者―金融機関等に限定

本制度において調整の対象となる債権者は、金融機関の他、保険会社、貸金業者、サービサー等に限定されており、取引債権者や従業員などは対象外とされています（法2条）。この点は私的整理と共通しており、通常通りの事業活動を続けながら、信用悪化を起こすことなく事業再生を図ることができます。

⑵ 第三者機関（指定確認調査機関）による監督

本制度では、経済産業大臣の指定を受けた「指定確認調査機関」と呼ばれる第三者機関と、この期間が事案

事業再生手法の比較

	法的整理	私的整理	早期事業再生法
対象債権	（原則）全債権者	金融機関など	金融機関などに限定
裁判所の関与	あり	なし	限定的に関与
監督機関	裁判所 （監督委員・更生管財人）	中小企業活性化協議会 REVIC　など	指定確認調査機関 確認調査員
成立要件	過半数の同意 （民事再生の場合）	全員同意	（原則）議決権総額の 3/4以上の同意
信用への影響	大幅な信用悪化が不可避	通常はなし	通常はなし

本制度の手続概要イメージ

（出典：経済産業省ホームページ　https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250304003/202503004003.html）

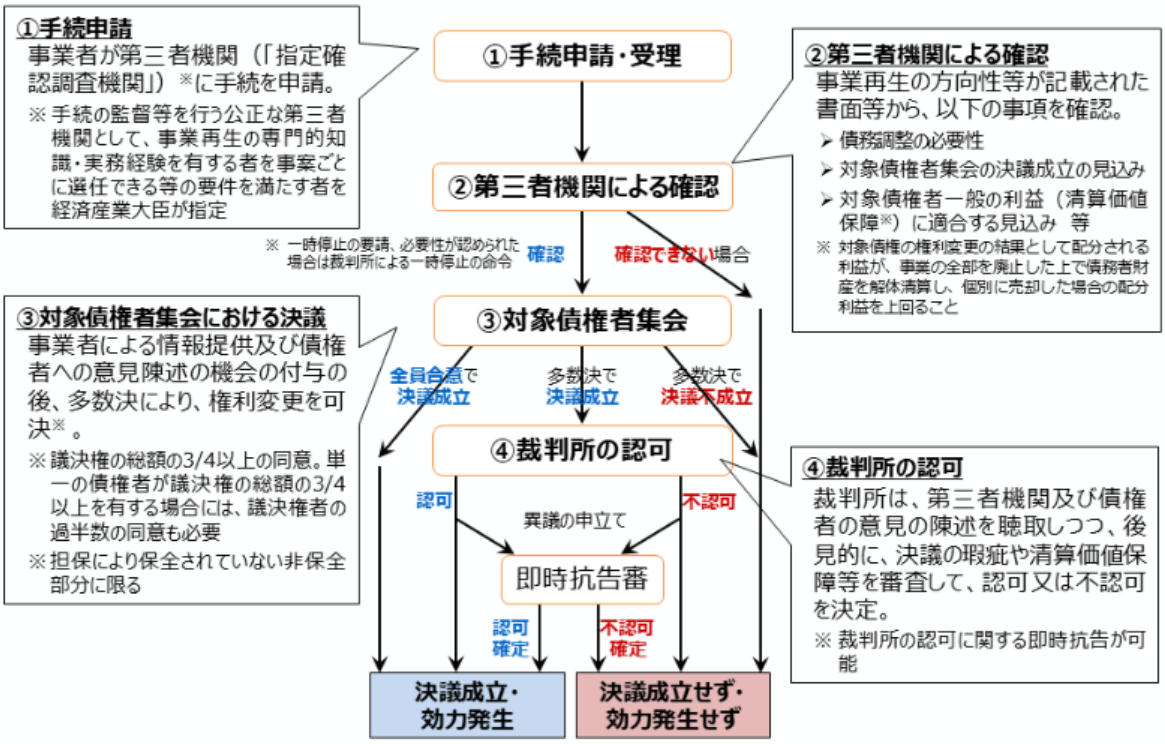

ごとに選任する「確認調査員」の確認・監督の下に、手続きが進められます（法3条、46条、52条）。この「指定確認調査機関」や「確認調査員」には、事業再生に関する専門的知識及び実務経験を有することが必要とされており、後者の「確認調査員」に、現行の私的整理手続において監督機関として機能している、中小企業活性化協議会や株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）などでの実務経験者や、法的整理である民事再生手続や会社更生手続における監督委員ないし管財人としての実務経験者などが就くこととなっています（早期事業再生法施行規則35条、36条）。

⑶ 再生計画の実施要件―多数決による権利変更が可能に

本制度では、対象債権者との間での権利変更（リスケジュールによる返済猶予や債権カットなど）については、対象債権者の議決権総額（抵当権などによる保全部分を除く）の4分の3以上の同意をもって可決されることとなっています。ただし、単一の債権者が議決権総額の4分の3以上を占めている場合は、対象債権者の過半数の同意が必要とされています（法20条）。

そして、この多数決による決議の後、裁判所が当該決議を認可することによって、対象債権者との間の権利変更が実現することになります（法27条以下）。

この点が、全ての対象債権者の同意を必要とする私的整理とは大きく異なるところであり、これにより、従前の私的整理手続では困難だと思われていた事案（典型的には、特定の債権者が再生計画の実施を頑なに拒否しているようなケース）でも事業再生が実現できたり、金融機関等との協議に要する期間を短縮できたりするようなメリットが期待できます。

4 終わりに

本稿執筆時点では、新法はまだ施行されておらず、本制度の実績等は今後の蓄積を待つ必要がありますが、おそらく今後、本制度は積極的に利用されていくものと予想されます。とりわけ、債権カットや事業の売却などを伴うような、抜本的な措置を伴う再生計画を検討すべき場面では、現行の法的整理・私的整理よりもメリットが大きいものと言えます。

我々弁護士としても、こうした事業再生が広く普及していき、多くの事業や、それに伴う取引・雇用などが救済できれば何よりかと思っています。

調停委員のつぶやき

弁護士　倉 橋　忍

はじめに

調停委員の定年（70歳）が間近に迫ってきました。家庭裁判所の調停委員に就任したのが51歳です。一旦退任した後、大阪地方裁判所及び大阪簡易裁判所所属の民事調停委員に就任し、今日に至ります。結構長く調停に関わってきたと思います。

本来、定年が間近になると担当事件が減ると思うのですが、どういう訳かこの頃増えています。従来は手持ちの調停が4件ほどでしたが、今は9件（地裁案件2件、簡裁案件7件）です。意外ではありますが、最後のご奉公（適切に解決することにより紛争が減ることで社会に貢献しているという一方的な思い込みかもしれませんが）という位置づけで頑張っています。

担当事件について

上記9件のうち、半分ほどは特定調停です。多額の負債を負ってしまった場合、その負債の処理をどうするかということが問題となります。具体的には、①生活費などに充てるため金融機関から借入れをしていたところ、経済状況の変動その他諸々の事情により返済が困難となっているケースや、②経営する会社が金融機関から借入れをするにあたり、社長として連帯保証をしたところ、その後会社が破産し、保証人として多額の負債を負うことになったケースなどです。

①の場合は、債務者の意見を聞いた上で返済可能な弁済計画案を考え、3～5年で完済できないかを検討します。全額払うので少し余裕を下さいということです。調停委員が直接金融機関と話し合い、了解を取り付けます。②の場合は、経営者保証に関するガイドラインに従って債務の減額ができないかということを考えます。いずれのケースの場合も最後には破産制度を利用することができますが、そこにいく前に何とかしようというのが特定調停です。

次に多い担当事件が賃料の増額です。不動産の明渡しに絡んで調停に持ち込まれることが多いと思います。貸主の本音は、不動産の再開発や売却を進めたいので借主に出ていってほしい。賃料も近隣と比べると安い。しかし、法律上、いきなりの明渡しは難しい。そこで、賃料のアップを求める。話し合いの中で、立退料の支払いと引換えに明渡しの合意ができたらいいなぁという感じです。ここでは、不動産鑑定士と弁護士がペアになって対応することになります。裁判官と調停委員が事前に協議し、落としどころを考え、不動産鑑定士の調停委員が基準を示し、弁護士の調停委員が説得するという役割分担です。医療事故などの場合もこの役割分担に近いかもしれません。医師と弁護士とのペアになります。

基準がない案件も担当します。基準がありませんので裁判官も調停委員も大変悩むのですが、紛争の当事者も困っています。基準がないので合意もできませんというのでは調停の意味がありません。双方の思いをくみ取り、何かいい解決はないかと頑張るしかありません。そして、頑張っていると、解決の糸口が見つかることがあります。裁判官や調停委員の皆さんは結構粘り強いですよ。

これから

調停委員を長くやってきますと、いろいろ難しい問題に直面します。そしてその時には、裁判官や他の調停委員と話しながら対応してきました。そういう意味では50歳を過ぎてから貴重な経験をすることができたと思います。もうひと頑張りしないといけないと思っています。

慣れはいけませんね。惰性に流れないように注意しています。正確に事件を理解し、落としどころを考え、迅速に対応する。事務所で事件を受任する場合と同じだと思います。基本が大事です。

調停を利用する方々は困って裁判所に来られています。何とかしてほしいという思いをもっておられます。調停委員である限り、その方々の期待を裏切らないようにしたいと思います。

大阪弁護士会副会長就任のご挨拶

弁護士　豊島ひろ江

2026年（令和8年）4月1日より、大阪弁護士会の副会長に就任いたしました。任期は1年間であり、2027年（令和9年）3月31日までとなります。

弁護士会の会務では、あらゆる場面で、理事として、会を運営する立場からの判断を求められ、職員人事、会務財政、委員会運営、リスク管理など決断の難しい問題に直面し、日々悩みながら取り組んでいます。他方で、会社の取締役会に相当する常議員会への議案上程や、団体交渉、政策実現のための政治家への働きかけ、マスコミ対応など、会務を通じて新たな経験も積み重ねております。弁護士会で得られた知見を、今後の弁護士業務にも生かしていけるよう引き続き精進して参りたいと思います。

弁護士としての通常業務につきましては、時間的制約はあるものの、同僚の協力を得ながら行っており、出来る限り依頼者の皆様にご迷惑をお掛けしないように努めて参ります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

入所のご挨拶

弁護士　中村美咲

令和８年４月より中本総合法律事務所で執務を開始いたしました、弁護士の中村美咲（なかむらみさき）と申します。

依頼者の皆様に質の高い法的サービスをご提供できるよう、誠心誠意業務に取り組み、日々研鑽を重ねていく所存です。

未熟者ではございますが、粉骨砕身努力してまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

弁護士　山本裕貴

令和８年４月より弊所にて勤務しております、弁護士の山本裕貴（やまもとゆうき）と申します。

今後は、依頼者の皆様が抱える問題に真摯に向き合い、ご納得いただける解決へと導くことができるよう、日々研鑽を重ねていく所存です。

至らぬ点も多々あるかと存じますが、皆様のご期待に応えられるよう誠心誠意努めてまいりますので、何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階
TEL:06-6364-6241　FAX:06-6364-6243　E-mail:info@nk-law.gr.jp
中本和洋 ・ 倉橋　忍 ・ 鷹野俊司 ・ 豊島ひろ江 ・ 宮崎慎吾 ・ 鍵谷文子 ・ 上田倫史 ・ 小林由巳子
堂山　健 ・ 中本隆久 ・ 下迫田啓太 ・ 桑原彰子 ・ 中原大和 ・ 中村美咲 ・ 山本裕貴

中本総合法律事務所　東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 K-Frontビル4階
TEL:03-5771-6248　FAX:03-5771-6249　E-mail:mail@nk-law.gr.jp
三木　剛 ・ 大髙友一 ・ 太田健二 ・ 佐藤　碧 ・ 幸尾菜摘子 ・ 和田　周

©中本総合法律事務所